

「低圧電気業務特別教育」（充電回路の敷設もしくは修理の業務）開催のご案内

低圧電気取扱業務は、労働安全衛生規則により「危険又は有害な業務」に指定されています。事業者は、危険有害業務に労働者を従事させる場合、規定された特別教育を実施しなければなりません（労働安全衛生法第59条等）。なお、低圧電気取扱業務を行う場合には、経済産業省の資格である電気工事士を取得していても、安全確保・事故防止のため、厚生労働省管轄の特別教育修了が必要です。また、電気工事士を目指す方にとっても、この講習は基礎知識と実技の両方を学ぶ絶好の機会です。この機会に多くの方々が受講されますようご案内申し上げます。

記

第1回	第2回
令和7年7月24日・25日	令和8年1月15日・16日
受付 8:40～ (持ち物:軍手)	
会場:相生労働基準協会(相生市旭1丁目2-16)	

1. 講習内容（時間割は講師の都合などにより変更があります。）

1日目（学科）

科 目	時間割	時 間
オリエンテーション	8:50～9:00	
低圧の電気に関する基礎知識	9:00～10:00	1時間
低圧の電気設備に関する基礎知識（途中10分休憩）	10:10～12:10	2時間
昼食	12:10～12:55	
低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	12:55～13:55	1時間
低圧の活線作業及び活線近接作業の方法（途中10分休憩）	14:05～16:05	2時間
関係法令	16:05～17:05	1時間

2日目（実技）

科 目	時間割	時 間
オリエンテーション	8:50～9:00	
計測機器の取扱い	9:00～10:00	1時間
移動式、可動式電気機器の点検（途中10分休憩）	10:10～12:10	2時間
昼食	12:10～12:55	
NFBとELBの使用法	12:55～13:55	1時間
電動機運転回路の作成（途中10分休憩）	14:05～16:05	2時間
遮断器の開閉と命札の取扱い	16:05～17:05	1時間

2. 受講対象者 ・電気工事士の有資格者、またはこれから取得を目指す方
 ・配電盤室や変電室などで充電部分が露出している開閉器の操作を行う方
 ・低圧電気設備の敷設や修理に従事する予定の方

3. 受講による業務に役立つ事例：

- ・工場のメンテナンス、建設現場での電気工事、ビルの管理と保守、家庭の電気設備の修理など。

注意事項：本講習は、低圧電気の充電回路の敷設や修理に関する基本的な知識と技術を提供することを目的としています。実際の業務においては、個々の状況や環境に応じた判断と対応が求められ

ます。受講者は、本講習で学んだ内容を基に、常に安全を考え、必要に応じて専門家の助言を
求めるようにしてください。

4. 定員 15名（定員になり次第、申し込みを締め切ります。）

5. 受講料 17,050円（税込、テキスト代含） 非会員 19,550円

一旦納入された受講料は返還いたしません。

受講者を変更する場合は講習日の6日前までに申し出てください。

6. 受講申込

① Web受付により申込される場合は、協会ホームページの各種講習ページから可能です。

② 電話にて予約される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封の上、申込書を当協会まで郵送してください。

（申込書はホームページからダウンロードできます。）TEL.0791-22-8404

③ 受講料は下記口座へ振込ください。（振込手数料はご負担ください。）

【振込口座】 兵庫信用金庫相生支店 普通 187839 相生労働基準協会

7. その他

（1）受講者は受講票と本人確認書類（自動車運転免許証、健康保険証等）を会場受付に提示して出席印を受けてください。

（2）遅刻、途中退場者には、修了証は発行いたしません。※オリエンテーション終了後は、遅刻とします。

（3）施設の駐車場は、駐車台数に限りがあります。できる限り乗り合わせてお越しください。

（4）ご提出いただいた個人情報は、当協会が責任をもって管理し、本講習以外の目的に使用しません。